

かけはしチャンネル Web 講座<アンケート結果と回答>

この度は、かけはしチャンネル Web 講座 2023 の申し込み・ご視聴、誠にありがとうございました。400 名を超える申し込みと 100 件以上のアンケート回答をいただくことができ、皆様のご意見等もいただくことができました。

今回、申し込み時にいただいた質問や視聴後アンケートでいただいたご意見などを集計いたしました。今回の内容に沿ったものとしてお答えできるものだけですが、回答も公開させていただきます。また複数人の講師から返答のある回答は段落を変えて複数回答を表記しています。

個人情報や個を特定できるような内容などは除外させていただいていますので、その点はご了承ください。

<質問に対する講師からの回答>

Q：いただいた質問内容 A：講師からの回答 です。

Q	18 歳以上の医療的ケア児の方が、15:00 以降利用できるサービスがあれば、教えてください。また、講義の中でも触れられていたように、医療的ケアの方が利用できる福祉サービスの事業所リストが早急に欲しいと思っています。
A	18 歳以上の医ケア「者」になると、利用可能なサービスが減るという声は多くいただいています。生活介護から帰宅後の時間を担うヘルパー事業所なども多くないのが現状です。 地域センターかけはしのホームページに、市町・事業所種別ごとの事業所一覧を掲載いたしました (https://kawagoe.karugamonoie.jp/kakehashi/himself/index2.php)。まずは簡単な情報のみの為、今後情報を足していく予定です。また一覧には生活介護事業所は未掲載の為、今後追加予定です。
Q	支援センターから見る医ケア児に対する今後のサービスの課題は何かありますか？
A	利用できる社会資源が少ないことや地域ごとに差があることは既に言われている通りです。また、医ケア児の支援者同士のネットワークが作れていない市町があると感じています。R5 年度は各市町の医ケア児支援者協議の場を設定する市町が増えました。すぐにはできない事もあるかもしれませんが、「どうしたらできるか」と支援者が同じ方向を向いて考えていくためネットワークを広げていくことが大切だと思います。地域センターかけはしとしても市町の協議の場に参加することで課題を把握し、共に考えていく一員になりたいと考えています。
Q	担当圏域の社会資源をどのように情報収集していますか？
A	各市町の社会資源情報は、県センターが一つ一つ連絡し情報を収集するという方法で当初は行いました。ただし県への返答が無い市町があったり、情報が変更される事業所があることですべての情報を集めることは難しい状況です。県センターの収集した情報に加え、各市町の担当者に連絡して聞いたり、市町の協議の場に参加し状況を確認するなどして対応しています。また最近、新規開設事業所などから直接地域センターかけはしに情報を提供いただくことも増えてきました。
Q	施設の中をみることで良かったです。
A	コロナの影響で、施設内に入ってくださいことが入所児の保護者の方でも難しい日々が続いています。そのため、今回のような動画を作成しました。事業所支援の【体験研修】では、カルガモの家の特定短期入所室での研修もできるようになりましたので、詳しくはホームページ

	<p>(https://kawagoe.karugamonoie.jp/kakehashi/trader/index_1.php) をご覧ください。施設の見学についても徐々に再開予定です。</p>
Q	<p>保育所での受け入れ時の留意点や職員に必要な知識・研修内容など</p>
A	<p>地域センターかけはしの事業所支援で、保育園の先生方への研修として、児童指導員と理学療法士が出向いてお話をさせていただいたことがあります。出前講座をご希望の場合は、地域センターかけはしまでご連絡ください。また県主催の医療的ケア児等支援者養成研修の中に、【保育所編】があります。保育所において医療的ケア児を受け入れる為に必要な準備・職員体制・事例などを学び、受け入れ体制の拡充及び適切な支援が行える人材養成を目指す内容です。R5年度はR6年1月30日にZOOMで行われましたが、今後は県の研修情報も共有していきたいと考えています。</p>
Q	<p>災害時個別支援計画を作成し、災害時を想定した訓練も実施済みのケースの紹介、そこで得た反省点や課題について教えてほしい。</p>
A	<p>災害時個別支援計画は、現在各市町で作成への取り組みを始めています。地域センターでは個別対応を担っていない為、具体的な情報は所持していない為ご紹介できず申し訳ありません。各市町で災害時個別支援計画への協議が進められており、協議の場への参加により地域センターとしても課題などを共有できるよう努めています。いつ災害が起こってもおかしくない現状では各市町の対策が急務ですが、地域センターとしては、整備が進んでいる市町を参考に、準備を進めている市町に情報を提供できるようネットワークを広げていこうと考えています。</p>
Q	<p>スヌーズレンを行うにあたり痙攣発作の誘発の可能性はないのか</p>
A	<p>発作を誘発する可能性は否定できません。 スヌーズレンの環境を作る際に強い光刺激が起こらないように配慮しています。 活動終了後に暗い環境のなか急に電気をつけ明るくするのではなくカーテンを開けゆっくりと光を取り入れる。 目の前で使用するライト等を点灯しないなど工夫をしています。カルガモの家では光の刺激は優しく周囲も薄暗い程度の物を使用し、点滅が激しい物等を避けるようにしています。</p>
Q	<p>お祭りのような大きな行事での多職種連携について</p>
A	<p>大きな行事を行う際は各部署から担当者を選出し、行事が円滑に行えるようにしています。また普段から看護職員、栄養士等の多職種の協力が必要な場合は、事前に計画の段階から話し合いの場を設け、情報の共有をしています。</p>
Q	<p>気管切開児のプール活動参加時の注意点（気管切開部の保護について）</p>
A	<p>気管切開部に水が入らないように、気切孔周囲に不織布マスクやタオル等で覆っています。また浮具等で頭部、背部を支え姿勢を安定させています。</p>
A	<p>一部の学校や他施設などではパーミロールのような防水保護フィルムを気管孔とカニューレの上側のみ開くようにコの字型に貼って、下方からの水の侵入を防ぐ方法もよく行われています。（※ 窒息や呼吸の際に陰圧でフィルムを引き込んだりしないように空気の通り道を必ず確認してください。） また、タオルなどの布類で水しぶきから気管孔を保護する場合の注意点としては、布の端が水に浸からないように被せるだけにしてください。浸透圧により浸かった部分から気管孔のある側まで水を吸い上げてしまうので、もし端が濡れてしまったら交換したほうが安全です。 人口鼻の種類や喉頭気管分離、永久気管孔など、状況によって空気の通り道を塞いでしまう可能性に</p>

	も配慮が必要です。
Q	ペーストは食べれますが、アレルギーが多く〜…、何かおすすめのものがあれば教えてほしい。
A	栄養剤は、乳や大豆が主成分であるものがほとんどですので、乳や大豆にアレルギーがある場合は使用できる栄養剤がかなり限られてくると思います。カルガモの家でも乳・大豆アレルギーを持つお子さんがおりますが、栄養剤は使用できないためエレンタールPと乳アレルギー用の乳児用調製粉乳(粉ミルク)を併用しています。また、栄養補助食品(アレルギー症状が現れないことを確認済み)も取り入れてビタミンやミネラルの補給もおこなっています。ご参考になれば幸いです。
Q	ペースト食べ物の作り方
A	ミキサーやミルサーを使用して作ることができます。食材や調理品を粒がなくなるまでミキサーやミルサーにかけます。魚や肉など水分が少ない料理は、お出汁やスープを加えるとよく混ざります。べたつきが気になる場合やまとまりが欲しい場合は、とろみ調整食品(とろみ剤・ゲル化剤など)を使用してみてください。春雨や海藻類・皮がある食材などは単体だと混ざりにくいので他の食材と一緒にかけると良いでしょう。
Q	栄養剤から流動食への移行方法
A	日中の注入1回分を流動食へ置き換えてみて、問題なければ徐々に他の注入時間も流動食へ移行していくことをおすすめいたします。 食材は、おかゆ→おかゆ・芋→おかゆ・芋・野菜のように、胃腸の様子をみながら離乳食をすすめるように食材を増やしていくのが良いでしょう。
Q	大人での胃ろう注入として、半固形の栄養剤が多くなってきていると聞いたのですが、子どもの場合ではどうですか？
A	個人的な意見になってしまいますが、カルガモの家を利用しているお子さんで半固形栄養剤を使用しているお子さんは何名かおりますが、多くなってきている印象は受けておりません。在宅のお子さんはラコール・エネーボ・イノラスなどの医薬品栄養剤を使用している場合が多い印象です。半固形栄養剤を使用しているお子さんよりも、食事をペーストして注入しているお子さんのほうがいる印象です。
Q	配布資料の画像が荒いのはあえてですか？
A	「あえて」です。動画を主とした簡易講座ですので、参考にしていただく程度の資料とさせていただきました。
Q	各福祉器具、装具のおおまかなコスト(助成金・個人負担)や交換時期の目安について
A	2024年1月現在での補助を受けられる金額については世帯の所得に応じた所得区分で負担割合が決められています。 <u>ここでは負担額1割、上限額37,200円の世帯とした場合</u> の日常生活用具、補装具それぞれについて回答します。 ① 日常生活用具について 給付額や耐用年数(交換時期の目安)の設定が各市町村で変わるため、お住まいの市町村のHPなどの案内を参考にしてください。か直接「障がい福祉課」などの担当窓口にお聞きしていただくのが確実です。 ↓例:川越市 https://www.city.kawagoe.saitama.jp/smph/kenkofukushi/fukushikaigo/shogaifukushi/seika

tsunoenjo/seikatsuyoguhi.html

原則的には、設定された基準額内での支給となり、負担額はその1割となりますが、基準額を超える商品を購入する場合には「基準額の1割+基準額を超過した分」が個人の負担する金額になります。また本体とは別にオプションなどでお金がかかる場合、そのオプション代は全額自己負担となる場合があります。

- ② 補装具費支給制度については、更生相談所で判定が下りた項目（車いすや座位保持装置、歩行器などの本体・部品など）については、原則1割負担となり、負担上限額も37,200円となります。この時、項目に載らない部品やオプション（デザインや色の追加など）については支給対象外となりますので、全額自己負担となります。

公費支給の基準となる耐用年数は補装具の種類によって決められており、例えば車いすであれば6年、歩行器で5年、重度障害者用意思伝達装置で5年などです。18歳未満の方の場合は成長発達の速さによって耐用年数を待たずに身体に合わなくなってしまうことも少なくないため、その場合は医師の意見書で作り替えが必要な理由を明記することで支給を認めてもらうこともあります。

「数字がいっぱいでわかりにくい！」という方は、障害福祉を担当する市町村の窓口にお問い合わせいただくか、お子さんの装具等の作製に関わる理学療法士や作業療法士などの専門家、補装具を扱う業者の技師さんなどに直接尋ねていただくと、分かりやすく説明してもらえそうです。

A	公益財団法人テクノエイド協会様でも上記についてのガイドブックなどを作成していますので、勉強したい方はぜひ参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307895.pdf
Q	摂食嚥下維持のリハビリや介入
A	かけはし HP に 2022 年度と 2021 年度に公開した摂食嚥下についての動画をアップさせていただいています。ぜひご覧ください。

以上、簡単ではございますが、参考にさせていただければと思います。

回答は必ずしも全ての方に当てはまるものではありませんので、参考にいただきつつ、具体的なお困りごとがある方は、まずはお住まいの地域の役場の窓口、相談支援専門員や学校、病院・施設の専門職の方などに相談してみてください。

どこに相談したらよいか分からない方や研修を希望される方は「かけはし」のホームページにて各種案内も出していますので、まずはそちらをご覧ください、不明なことなどあればお問い合わせください。

「かけはし」は埼玉県の医療的ケア児等支援センターです。県外の方はお住まいの地域のセンターへご相談ください。